

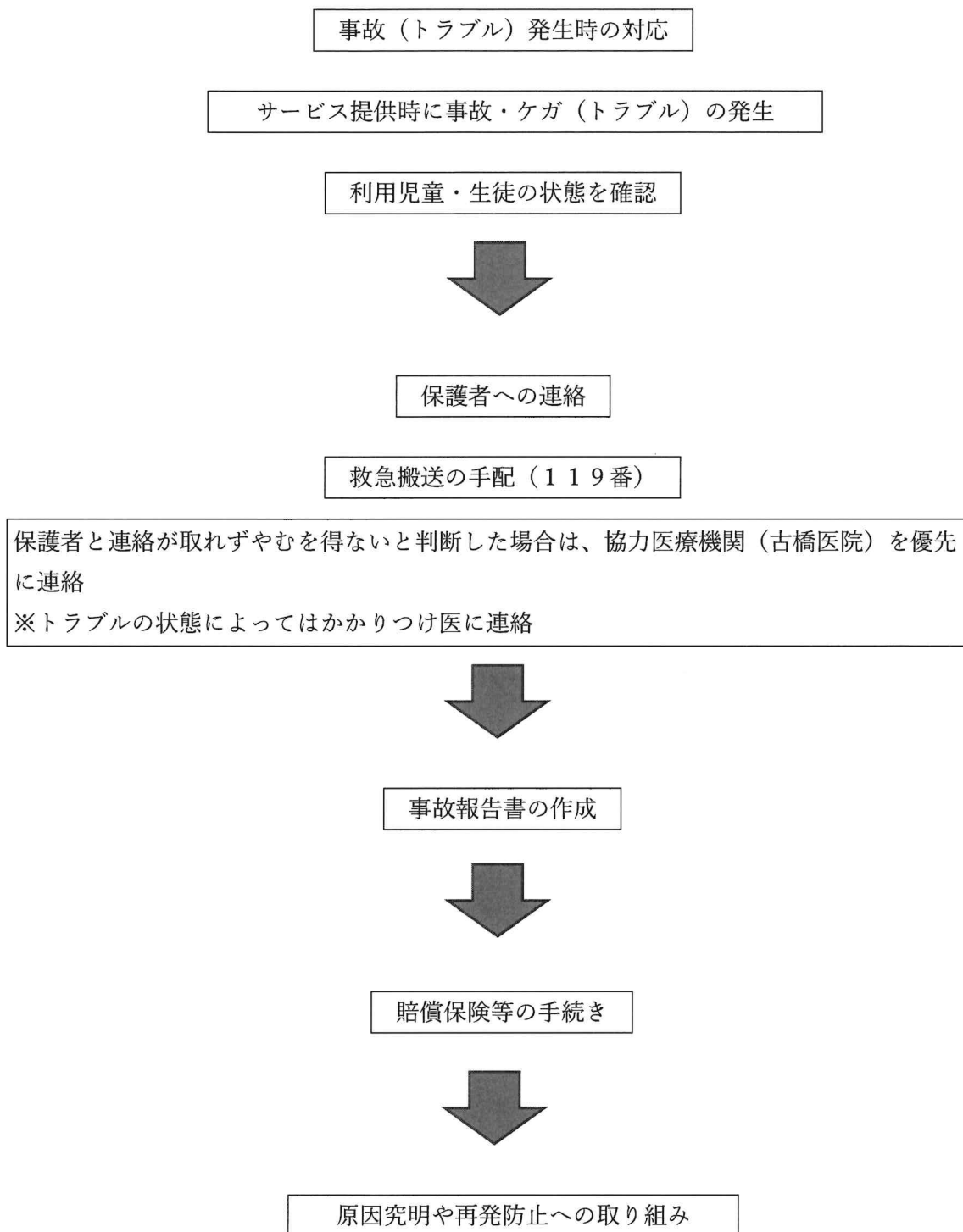
緊急・感染症・防災及び災害時マニュアル

株式会社スキップウィズエブリワン

児童発達支援・放課後等デイサービス事業所

ウィズしもつま

1. 緊急時対応



2. 感染症対応

感染症予防や健康維持のため、常に清潔を心掛け、手洗い、うがい、検温、手指消毒の励行、換気等を実行していく。

(1) 疾病の可能性のある利用者が参加の場合

体調を確認。安静にし体温測定。保護者に連絡をする

(2) 上記(1)の事後対応

管理責任者より当事者のご家庭に連絡 ・利用者本人の病状、経過 ・感染症および伝染病ではないかを聞き取る

〈主な感染症〉

◎インフルエンザ

～症状～

・感染後1～4日間（平均2日）の潜伏期間を経て突然の高熱が出現し、3～4日間続く。全身症状（倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛）を伴い呼吸器症状（咽頭痛、鼻水、咳）があり、おおよそ1週間の経過で軽快します。また合併症（肺炎、中耳炎、熱性けいれん、脳症）を併発する可能性もあるので注意して下さい。

・また実際は感染しているのに、全く症状のない不顕性感染症例や本人も周囲も単なる風邪としか認識していない軽症例も存在しますので、特に職員も注意が必要です。

◎感染性胃腸炎（ノロウイルス）

～症状～

・非常に感染力が強く100個以下の少量ウイルスでも人に感染し発病します。感染者の嘔吐物や糞便を適切に処理せず残存させる事により熱等の症状が出ます。

・潜伏期間は12～48時間で、嘔吐、下痢、腹痛発熱等の症状が出ます。通常3日以内に回復しますが、嘔吐、下痢が頻繁にある場合は、脱水症状を起こす可能性があるため、排尿があるかどうかの確認が必要です。

～処理方法～

・逆性石鹼やアルコール消毒の効果は期待できず、85℃で1分以上の加熱又は次亜塩素

ナトリウム消毒が最も効果的です。

～予防法～

・効果のあるワクチンがない為、感染者の隔離と嘔吐物や糞便の適切な処理、ウイルスを不活性化させる事が重要です。(流行期の嘔吐、下痢は感染症を疑う必要がある)

◎新型コロナウイルス感染症 ——厚生労働省ホームページより抜粋——

～症状～

・発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。飛沫感染と接触感染により感染します。

(1) 飛沫感染

感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫と一緒にウイルスが放出
別の人がそのウイルスを口や鼻から吸い込み感染

※感染を注意すべき場面：屋内などで、お互いの距離が十分に取れない状況で一定時間いるとき

(2) 接触感染

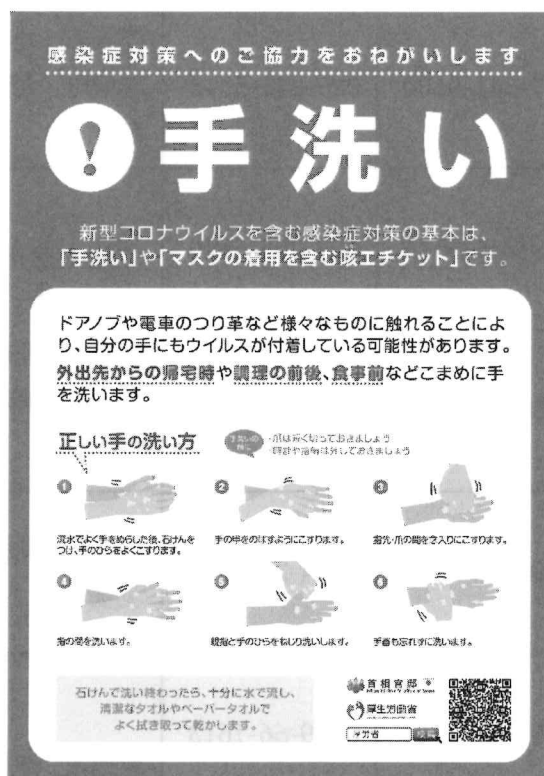
感染者がくしゃみや咳を手で押さえる
その手で周りの物に触れて、ウイルスが付く
別の人がその物に触ってウイルスが手に付着
その手で口や鼻を触って粘膜から感染

※主な感染場所：ドアノブ、スイッチなど

■新型コロナウイルスに感染しないようにするためにまずは、石けんやアルコール消毒液などによる手洗いを行ってください。咳などの症状がある方は、咳エチケットを行ってください。また、持病がある方などは、上記に加えて、公共交通機関や人混みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

(1) 手洗い

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。



(2) 普段の健康管理

普段から、十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めておきます

(3) 適度な湿度を保つ

空気が乾燥すると、のどの粘膜の防御機能が低下します。乾燥しやすい室内では加湿器などを使って、適切な湿度（50～60％）を保ちます。

■次の症状がある方は「相談窓口」にご相談ください。風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む）強いだるさ

(倦怠感) や息苦しさ (呼吸困難) がある。

【協力医療機関】

古橋医院

住所：茨城県別府408-1

TEL：0296-44-2792

【茨城県の相談窓口】

・茨城県が設置

名称	住所	TEL	FAX	管轄地域
中央保健所	〒310-0852 水戸市笠原町 993-2	029-241-0100	029-241-5313	笠間市、小美玉市、 茨城町、大洗町、城 里町
ひたちなか保 健所	〒312-0005 ひたちなか市 新光町95	029-265-5515	029-265-5040	常陸太田市、ひた ちなか市、常陸大 宮市、那珂市、東海 村、大子町
ひたちなか保 健所常陸大宮 支所	〒319-2251 常陸大宮市姥 賀町2978-1	0295-52-1157	0295-52-2865	
日立保健所	〒317-0065 日立市助川町 2-6-15	0294-22-4188	0294-24-5132	日立市、高萩市、北 茨城市
潮来保健所	〒311-2422 潮来市大洲 1446-1	0299-66-2114	0299-66-1613	鹿嶋市、潮来市、神 栖市、行方市、鉾田 市
潮来保健所鉾 田支所	〒311-1517 鉾田市鉾田 1367-3	0291-33-2158	0291-33-3136	
竜ヶ崎保健所	〒301-0822 龍ヶ崎市 2983-1	0297-62-2161	0297-64-2693	龍ヶ崎市、取手市、 牛久市、守谷市、稲 敷市、美浦村、阿見 町、河内町、利根町
土浦保健所	〒300-0812	029-821-5342	029-826-5961	土浦市、石岡市、か

	土浦市下高津 2-7-46			すみがうら市
つくば保健所	〒305-0035 つくば市松代 4-27	029-851-9287	029-851-5680	常総市、つくば市、 つくばみらい市
筑西保健所	〒308-0841 筑西市二木成 615	0296-24-3911	0296-24-3928	結城市、下妻市、筑 西市、桜川市、八千 代町
古河保健所	〒306-0005 古河市北町 6- 22	0280-32-3021	0280-32-4323	古河市、坂東市、五 霞町、境町

・水戸市が設置

名称	住所	TEL	FAX	管轄地域
水戸市保健所	〒310-0852 水戸市笠原町 993-13	029-305-6290 (保健総務課)	029-241-0350	水戸市

3. 防災及び災害時対応

(1) 以下の担当者を決め、管理責任者は当日勤務の職員に周知させる

- ①責任者…消防署、病院、警察署等への通報担当・・・管理者不在時は児童発達支援管理責任者が担当
- ②担当者 A・B⇒避難誘導、人員点呼・・・常勤指導員が担当
- ③担当者 C⇒救急車誘導・・・非常勤指導員が担当

(2) ケーススタディ

①疾病、けがへの対応

- ・ A が適任者に(もしくは A 本人が)応急処置の指示をする(行う)
- ・ すみやかに、119 番による救急車要請を行う
- ・ C は A の指示のもと、救急車の誘導を行うため外で待機し、救急車を誘導する

②火災への対応

- ・ A は 119 番通報を行う
- ・ B は出火場所から安全な箇所より利用者を戸外に避難させ、人員点呼を行う
- ・ B は他の職員と共に消火器による消火活動を行う。ただし消火器の使用後は速やかに屋外へ避難。

※出火が著しいときは、避難を最優先する

③地震への対応

- ・ 地震発生時、机の下、訓練室の中央に集まるなどでゆれがおさまるまで非難する
- ・ A(もしくは A が不可の時は B)が戸外への移動の指示を全員に伝える
- ・ C は戸外で人員点呼を行い A に報告する
- ・ 現状を把握し A は避難場所である千代川公園ふれあいハウスへの全員移動を指示する
- ・ B は緊急連絡先名簿を持っていく
- ・ 旧千代川庁舎への一時避難が完了した時点で保護者に各自の現状を報告
- ・ 保護者と連絡が取れない場合は、とれるまで利用者の安全を確保して、事業所もしくは千代川公園ふれあいハウスにて待機

④不審者への対応

- ・ A を中心に A の指示のもと不審者の移動経路を遮断
- ・ 阻止する (一般的に)玄関に入った時点で「帰って下さい」「出て行って下さい」を 3 回告げても退出しない場合は不法侵入として 110 番通報できる
- ・ 全員を安全な出口から戸外へ避難させる

※以上、連携をとって、必要な人員の確保に努める

【報告・通報先一覧】

下妻市役所 福祉課障害福祉係

TEL：0296-43-2111 FAX：0296-43-4214

茨城県庁 福祉部障害福祉課自立支援

TEL：029-301-3363 FAX：029-301-3370

下妻消防署 TEL：0296-43-1551

下妻警察署 TEL：0296-43-0110

保護者への連絡について

①保護者への緊急連絡先名簿・・個人情報保管場所に保管

②保護者への連絡項目

「いつ」「どこで」「何をしていた」「どこが」「どうなったか」の事実を正確に伝える。

③医療機関を受診するとき（救急車以外）は必ず保護者に連絡を取り、どの医療機関へ受診をするのか確認する。

④原則的に医療機関には保護者に迎えに来ていただき、担当医より説明を受ける

避難場所について

〈避難場所〉千代川公園ふれあいハウス 住所：茨城県下妻市鬼怒257

〈避難経路〉



